

税からのお知らせ

定額減税・森林環境税・コンビニ交付・原付バイクの手続き等について

定額減税について

令和6年6月～

令和6年分の所得税・令和6年度分の個人市県民税について、納税者及び同一生計配偶者(個人市県民税は控除対象配偶者)または扶養親族(いずれも国内居住者に限る)1人につき、所得税額から3万円・個人市県民税所得割額から1万円の定額減税額が控除されます。

●対象者

所得税 令和6年分の合計所得金額が**1,805万円以下**となる方
個人市県民税 令和6年度(令和5年分)の合計所得金額が**1,805万円以下**で、所得割が課税となる方

●減税額

所得税 $3万円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数})$
個人市県民税 $1万円 \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者}(\ast) + \text{扶養親族数})$

※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(合計所得金額1,000万円超かつ配偶者の合計所得金額48万円以下の場合)については、令和7年度分の市県民税から減税されます。

(例) 配偶者と扶養親族である子2人の4人世帯の場合

所得税の定額減税額 $3万円 \times 4人 = 12万円$
個人市県民税所得割の定額減税額 $1万円 \times 4人 = 4万円$
合計 $16万円の減税$



●個人市県民税の定額減税額等の確認方法について

個人市県民税の定額減税の控除額及び控除しきれなかった額については、税額決定通知書または納税通知書でご確認ください。定額減税は令和6年6月以降に適用されますが、適用方法やその他詳細については、納税通知書同封のお知らせチラシや福岡市ホームページでご確認ください。

福岡市 定額減税

検索



●所得税の定額減税について

所得税の定額減税の詳細については、国税庁のホームページをご確認ください。

国税庁 定額減税特設サイト

検索



調整給付について

個人市県民税において控除しきれなかった額は、所得税において控除しきれないと見込まれる額と合算し、1万円単位で切り上げた金額を給付金(調整給付)として支給します。

森林環境税について

令和6年度から森林環境税(国税)が、個人市県民税とあわせて課税されます。

税の用途	森林の整備及びその促進に関する施策の財源として、全額が都道府県・市区町村へ譲与されます。
納税義務者	個人市民税の納税義務者
税率	年間1,000円
納付方法	個人市県民税とあわせて納付していただきます。

※令和5年度までの均等割の臨時措置(市と県あわせて1,000円の加算)がなくなりますので、原則、令和6年度以降の負担額は変わりません。

市税に関する証明(所得証明等)について

税証明コンビニ交付サービス

コンビニのマルチコピー機で、
所得証明書などが取得できます!



窓口に行かなくても、
証明書が取得できる!
利用時間: 午前6時30分～午後11時00分

<取得できる証明書>

- 令和5・6年度 所得証明書(個人市県民税課税・非課税証明書)
- 令和5・6年度 納税証明書(個人市県民税分)
- ※令和6年度分は6月12日(水)から発行開始。



窓口で申請するより、
手数料が50円安い!

<利用できる方>

- ・発行日現在、福岡市に住居登録がある方
- ・マイナンバーカード(個人番号カード)を持っている方(利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)の入力が必要)
- ・1月1日(令和6年度の証明書を必要とする場合は令和6年1月1日)現在で福岡市に住居登録があり、税の申告等の手続き(確定申告や個人市県民税の申告又は勤務先や年金支払者からの福岡市への支払報告書(源泉徴収票)の提出)が終了している方

申請に
必要なもの

①マイナンバーカード
(利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)の
入力が必要です。)

利用できる方の条件、各種注意事項等
の詳しい手続きについてはこちらから

福岡市 税証明 コンビニ

検索



原付バイクの手続き等について

1 原付バイク等の手続きでオンライン申請ができます!

(オンライン申請できる手続き)

- 新規登録
- 廃車申告
- 名義変更
(新・旧所有者がともに
福岡市ナンバーの場合に限る)
- 新規登録受付書・廃車申告受付書の
再交付申請



窓口に行かなくても、
いつでも便利に申請できる!

詳しい手続きについては
福岡市ホームページをご確認ください

福岡市 原付バイク オンライン申請

検索



2 原付バイクの手続き等について、自動音声による電話案内をご活用ください!

原付バイクの手続き等について、自動音声による電話案内の実証実験を行っています。音声ガイダンスにしたがって番号を押すと、問い合わせ内容に応じて、ご案内します。

また、携帯電話からおかけの場合は、詳しい内容を掲載したホームページのURLをSMS(ショートメッセージサービス)で受け取ることができます。

- 自動音声の電話番号: **050-1808-6411**
- 実証実験期間: 令和7年3月まで
- 対応内容: 原付バイク等の名義変更や廃車・購入に伴う手続き
軽自動車税納税通知書に関する質問(5月～6月のみ)

